

農地

農業委員会 ☎(32)8915

農地の売買・贈与等

農地の売買、贈与、交換、賃貸借を行う場合、農業委員会の許可が必要になります。

農地を転用するときは

農地を転用するときは農業委員会に農地転用許可申請書を提出し、許可を得てください。申請書の提出期限は原則毎月10日です。転用にはいくつかの基準や要件があり、お時間をいただく場合があります。お早めにご相談ください。

非農地証明

20年以上農地でないものとして使用している農地を、地目変更する際に使用します。受付は原則毎月10日までです。いくつかの基準や要件がありますので、あらかじめご相談ください。

耕作証明

耕作面積の証明、他市区町村の農地を取得、軽油引取税の免税申請の際に使用します。

相続等によって農地の権利を取得したとき

農地法の許可を要さずに、相続（遺産分割・包括贈与を含む）、法人の合併・分割、時効取得等で農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。



住宅・開発行為

都市計画課 ☎(32)8909

※住宅に関する補助にはそれぞれ要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

生垣設置費の補助

緑豊かなまちづくりを推進し、街並みの景観を大切にするため、生垣設置に要する費用の一部を補助します。

■補助額 実費の2分の1（上限5万円）

木造住宅の耐震診断費用の補助

建物が地震に耐えられるか詳しく調査し、耐震性能の有無を診断する場合に補助します。

■補助額 詳しくはお問い合わせください。

木造住宅の耐震改修費用の補助

木造住宅耐震診断を実施し、補強計画策定と耐震改修を行う場合に補助します。

■補助額

耐震改修費用の5分の4（上限100万円）

木造住宅の建替費用の補助

木造住宅耐震診断を実施し、耐震性能を満たさない住宅の建て替えを行う場合に補助します。

■補助額

耐震建替費用の5分の4（上限100万円）

ブロック塀等撤去費用の補助

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、市民の安全・安心を確保するため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

■補助額

ブロック塀等が通学路に面している場合

費用の3分の2（上限20万円）

ブロック塀等が通学路以外に面している場合

費用の2分の1（上限15万円）

定住促進新築等購入の補助

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から移住し、市内に住宅を取得した方に補助します。

■補助額 基本額：新築30万円、中古10万円

加算額：中学生以下の子ども1人につき10万円、その他加算項目あり

保留地等購入の補助

保留地等を購入し、住宅を新築した方に補助します。

■補助額 50万円

下野市空き家バンク制度

空き家バンクとは、市内の空き家を売却・賃貸したい所有者が登録した空き家を市のホームページで公開し、空き家を購入・賃借したい方の申し込みを受けて、所有者や仲介業者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、下野市への移住・定住を促進することを目的としています。

空き家を売りたい方・貸したい方、買いたい方・借りたい方は、都市計画課までご連絡ください。

また、空き家バンクに登録された物件についてはリフォーム補助や家財処分補助、登録奨励金が活用できます。詳しくは市のホームページをご確認ください。

■リフォーム補助額

リフォームに要した費用の2分の1以内の額（上限50万円）

■家財処分補助額

処分に要した費用の2分の1以内の額（上限10万円）

■登録推進奨励金額

空き家等に対して賦課された固定資産税額の2年分の額（市街化区域：上限5万円、市街化調整区域：2万5千円）

開発許可

建築物を建築するなどの目的で行う土地の造成（区画形質の変更）を開発行為といいます。

次の開発行為では、原則として開発許可を受けなければ建築物を建築できません。

・市街化区域での1,000㎡以上の開発行為

・市街化調整区域での開発行為

※1,000㎡を超える開発行為は、開発許可の前に「下野市開発指導要綱」に基づく事前協議が必要になります。